

札幌企第 217 号

令和 2 年(2020 年) 4 月 24 日

札幌市内商店街の皆様

札幌市長 秋元 克広

新型コロナウイルス感染症対策に伴う配慮について (お願い)

平素より札幌市政の推進に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、これまでもご協力をいただいているところであり、重ねて感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、令和 2 年 4 月 7 日に新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、同 1 2 日に北海道・札幌市緊急共同宣言を発出し、感染拡大防止に向けた取組を進めているところですが、4 月上旬から再び感染拡大がみられ、4 月 1 6 日に国からの緊急事態宣言の対象地域として追加されたところです。

今般、内閣官房より「商店街やスーパーマーケット等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について」が各都道府県知事あてに通知されたところであり、札幌市においても、5 月 6 日までの北海道・札幌市緊急共同宣言の期間、爆発的な感染拡大を防ぐために、これまで以上に感染拡大の防止の取組に努めることが必要です。札幌市内の商店街の皆さまにおかれましても、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めていただきたく、別紙の取組事例をご参考の上、ご協力をお願いいたします。

【本通知のお問い合わせ先】

札幌市経済観光局産業振興部商業・経営支援担当課

担当：守屋、牛嶋

Tel 011-211-2372 Fax 011-218-5130

## 【別紙】

商店街において3密（密閉・密集・密接）を防止するための取組事例

- 1 混雑しない時間帯の情報発信
- 2 高齢者、障がい者、妊婦らの専用時間帯の設定
- 3 曜日や時間帯による特売やキャンペーンなどの自粛
- 4 混雑の誘引につながる広告の自粛
- 5 品出し時間の調整による行列回避
- 6 混雑時の入場制限の実施
- 7 入店・会計時の行列位置の指定
- 8 入出店時の消毒徹底
- 9 ネット・宅配サービスの開始・拡充
- 10 共用部をはじめとする施設の定期的な消毒・清掃

※5月6日までの北海道・札幌市緊急共同宣言の期間が延長される場合は、引続き、ご協力をお願いいたします。